

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成30年 1月 4日
<b>【発行者名】</b>	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 小口 龍也
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区六本木一丁目 9 番10号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	生頼 保奈
<b>【電話番号】</b>	03-6230-5600
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 に係るファンドの名称】</b>	テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッ ジなしコース
<b>【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券 の金額】</b>	テンプルトン世界債券ファンド 限定為替ヘッジコース テンプルトン世界債券ファンド 為替ヘッジなしコース テンプルトン世界債券ファンド 毎月分配型・為替ヘッ ジなしコース 各ファンドにつき、5,000億円を上限とします。
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年3月10日付をもって提出した有価証券届出書（平成29年9月11日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の「第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容」について、販売会社の変更があるため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部 \_\_\_\_\_ は訂正部分を示します。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

##### (1) 受託会社

名称 : 三菱UFJ信託銀行株式会社  
 資本金の額 : 324,279百万円（平成29年3月末日現在）  
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

##### (2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成29年3月末日現在)	事業の内容
S M B C日興証券株式会社 ( 1、 2 ) (注1)	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B Cフレンド証券株式会社 ( 1、 2 )	27,270百万円	
株式会社S B I証券	48,323百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 ( 2 )	40,500百万円	
U B S証券株式会社	61,450百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

株式会社S M B C 信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社東北銀行( 1、2 )	13,233百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社百十四銀行( 2 )	37,322百万円	
株式会社北國銀行( 2 )	26,673百万円	

1 限定為替ヘッジコースの取扱いはありません。

2 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの取扱いはありません。

(注1) S M B C 日興証券株式会社は、平成29年11月13日から募集・販売の取扱いを開始する予定です。

<訂正後>

(1) 受託会社

名称 : 三菱U F J 信託銀行株式会社

資本金の額 : 324,279百万円(平成29年3月末日現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成29年3月末日現在)	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社 ( 1、 2 )	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社S B I 証券	48,323百万円	
クレディ・スイス証券株式会社	78,100百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社( 2 )	40,500百万円	
U B S 証券株式会社	61,450百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社S M B C 信託銀行	87,550百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社東北銀行( 1、2 )	13,233百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社百十四銀行( 2 )	37,322百万円	
株式会社北國銀行( 2 )	26,673百万円	

1 限定為替ヘッジコースの取扱いはありません。

2 毎月分配型・為替ヘッジなしコースの取扱いはありません。